

通常砂防事業再評価調書

路線・河川等名	蛙ヶ谷川 <small>かえりがたにかわ</small>	事業名	通常砂防事業	補助・単独の別	補助
事業主体	京都府	事業箇所(区間)	京都市北区西賀茂上庄田町		
事業概要	目的	蛙ヶ谷川は、京都市北区西賀茂に位置し、保全対象として人家129戸及び市道を含む溪流である。今後の集中豪雨等により土砂災害の発生が懸念されるため、対策工事を実施する。			
	内容	砂防堰堤 : 1基 溪流保全工 175m 全体事業費 : 5.0億円			
	上位計画等	京都府総合計画 社会資本総合整備計画			
	進捗状況及び今後の見込み	京都市風致地区条例に基づく京都市美観風致審議会の景観専門小委員会にて審議の結果、承認を得られたため、令和2年度から砂防堰堤工に着手する予定。			
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等の変化	保全対象には、人家129戸及び市道が含まれ、土砂災害が発生した場合、地域住民に与える影響は大きい。			
事業の有効性	事業の投資効果及びその要因の変化	土石流等の土砂災害から下流に存在する人家、公共施設を守り、人命を保全する事業であり、投資効果は大きい。			
事業の効率性等	コスト縮減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	砂防堰堤を効率的に配置し、地形の改変を最小限に抑え、自然環境への負荷軽減に努める。 また、現地発生土を他工事に積極的に流用調整することで、総事業費のコスト縮減を図る。			
総合評価	本事業は、土砂災害からの人命保護及び地域の安全確保の観点から引き続き事業を継続する必要がある。				

かえるがたにかわ

淀川水系 蛙ヶ谷川 通常砂防事業

きょうとふ きょうとしきたくにしがも かみしょうだちょう
京都府 京都市北区西賀茂 上庄田町

○事業目的

蛙ヶ谷川は京都府京都市北区西賀茂に位置し、保全対象として人家129戸を含む溪流である。今後の集中豪雨等により土砂災害の発生が懸念されるため、対策工事を実施する。

○箇所概要

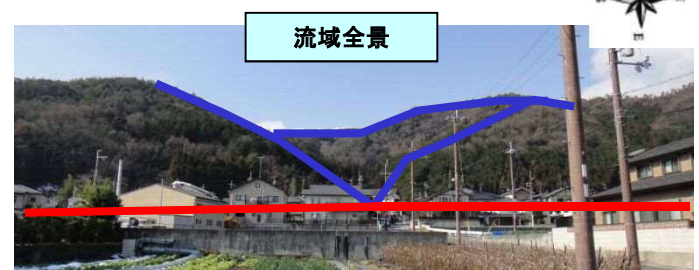
保全対象：人家129戸（レッド区域35・イエロー区域94）、市道2,062m
 実施内容：砂防えん堤1基

全体計画	H30までの実績	H31年度
H27～ 詳細設計・土質調査 砂防堰堤 1基 総事業費 500百万円	詳細設計・土質調査 用地測量・景観検討 C=118百万円	用地測量・用地買収 C=60百万円

位置図

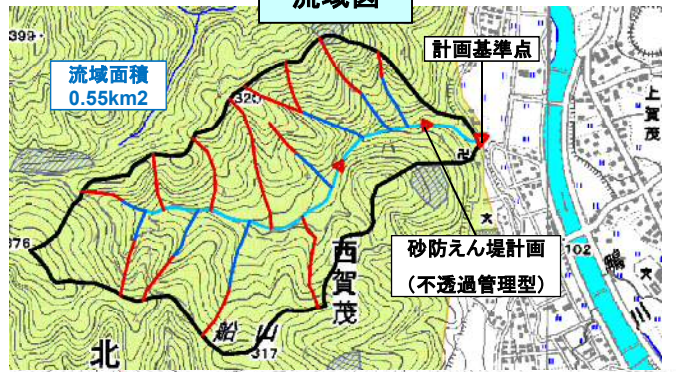


蛙ヶ谷川

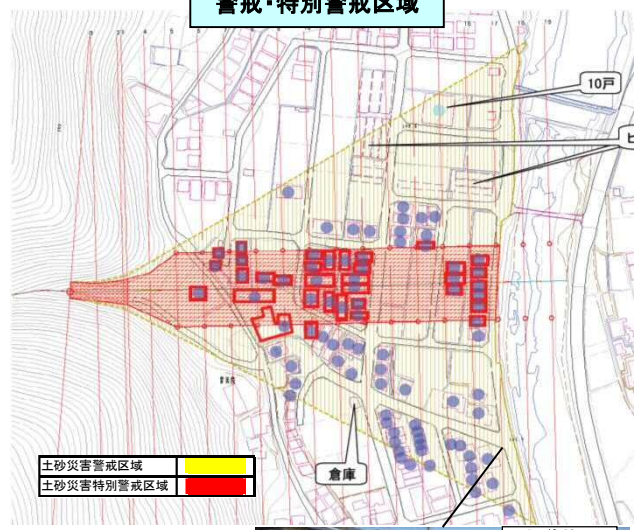


流域全景

流域図



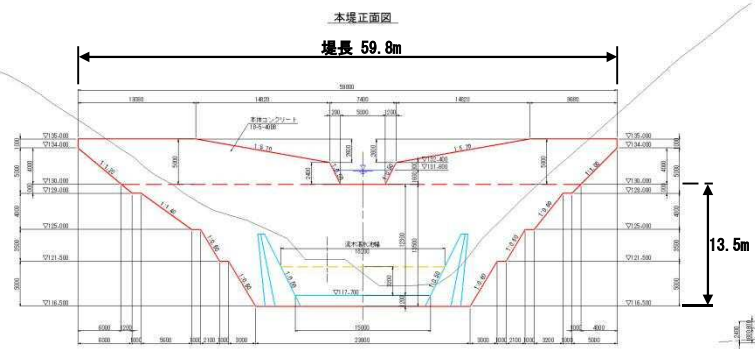
警戒・特別警戒区域



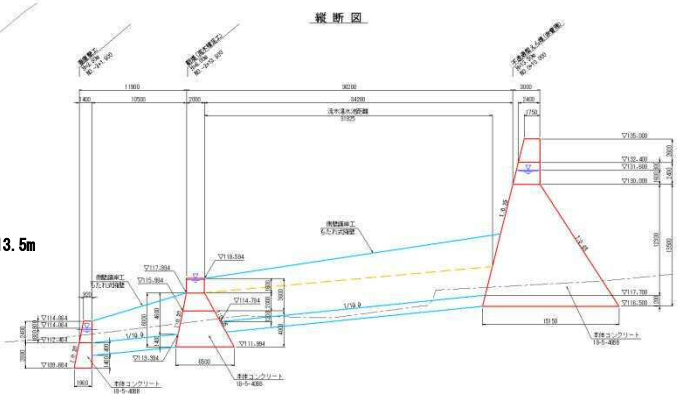
市道状況



本堤正面図



縦断面図



『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	令和2年2月26日		
		作成部署	建設交通部砂防課		
事業名	蛙ヶ谷川 通常砂防事業		地区名	京都市北区西賀茂上庄田町	
概算事業費	約5.0億円		事業期間	平成27年度～	
事業概要	砂防堰堤1基				
目指すべき環境像	事業箇所周辺には住宅地が有り、景観の配慮が必要である。事業実施に当たっては、景観に与える影響を可能な限り小さくするよう配慮する。土砂災害の発生を防止する事業であり安心・安全を確保するとともに動植物の生育環境等保全に寄与する。				
関連する公共事業	なし				
評価項目		施工地の環境特性と目標		環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
主要な評価の視点		選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)		溪流が荒廃しており、溪床には不安定な土砂が堆積しているため、荒廃の進行を防止し、それに伴う溪流周辺の地形の保全を図る必要がある。賀茂川流域において、指定希少野生生物が生息している。	砂防堰堤工を整備することで、土砂災害の原因となる溪流の土砂移動を抑制し、現地地形の保全を図り、生態系の維持に寄与する。野生生物の個体の生息又は生育の環境への最小限となるよう配慮する。	
	地形・地質	○			3
	物質循環(土砂移動)	○			4
	野生生物・絶滅危惧種	○			3
	生態系	○			3
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		溪流下流に人家等が位置しているため、工事期間中は工事車両による騒音・震動を抑制する必要がある。また、建設発生土を極力リサイクルする必要がある。	工事実施中においては、低騒音・低振動機械を使用することを原則とする。また、建設発生土は当該工事や近隣の公共工事や民間工事と調整し、再利用に努める。	
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			3
	廃棄物・リサイクル	○			3
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観	○	当該溪流周辺は京都市風致地区条例における風致地区第一種地域に位置し、景観への配慮や地形の改変を最小限に止める必要がある。	材料の選定においては、地域の自然景観との調和を図るよう努める。地域住民に対して行う工事説明会等は、防災に対する意識向上を図り、地域住民との協働につながるよう検討する。	5
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働	○			4
その他					
外部評価					